

2021年12月24日

各位

サステナビリティ方針および環境・社会に配慮した投融資方針の制定について

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、「サステナビリティ方針」および「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 制定の背景・目的

山形銀行グループは「地域とともに成長発展し、すべてのお客さまにご満足をいただき、行員に安定と機会を与える」という経営理念のもと、事業活動を通じて持続可能な地域社会の実現に取り組んできました。

人口減少や少子高齢化に伴う地域経済の縮小、中小企業における後継者不足に加え、気候変動などの地球環境問題、人権の尊重、公正・適正な企業活動など、サステナビリティを巡る課題は多岐にわたります。

こうしたなか、当行グループにおけるサステナビリティを巡る課題への取り組みを一層強化するため、「サステナビリティ方針」および「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定いたしました。

地域の成長・発展に尽力することが私たちのパーパスです。当行グループは引き続き、地域の課題解決に真摯に取り組む持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2. サステナビリティ方針

制定にあたっては、重点課題（マテリアリティ）の特定や当行が取り組むべき事項の整理などについて、若手行員等とディスカッションを行ったほか、社外取締役や山形県、山形大学とも意見交換を実施しました。

内容は別紙1をご参照ください。

3. 環境・社会に配慮した投融資方針

環境・社会・経済にポジティブな影響を与える事業に対する取組方針、および環境・社会にネガティブな影響を与える可能性が高い特定セクターに対する取組方針を制定しました。

内容は別紙2をご参照ください。

以上

本件に関するお問い合わせ
広報室 豊原
TEL023-623-1221（代表）

サステナビリティ方針

山形銀行グループは、「地域とともに成長発展する」という経営理念のもと、地域の成長に責任を持つ企業として地域の課題解決に真摯に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

重点課題	当行の主な取り組み・対応する SDGs
地域経済の 持続的な成長 ・ 地域産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◎ コロナ禍・ポストコロナでの変化するお客さまニーズへの対応 ◎ 経営改善等のお客さまの課題解決支援 ◎ ものづくり支援（産業ハブ機能強化、技術力向上支援） ◎ 事業承継・M&A の取り組み ◎ 山形成長戦略の推進、スタートアップ支援 ◎ 地域の産業育成に寄与する人材の育成 ◎ 産業創造・参画型ビジネスに向けた取り組み ◎ 人生 100 年時代に対応した暮らしのサポート ◎ DX 推進と事務改革によるお客さま利便性向上 ◎ 高度なコンサルティング提供のための店舗網・営業体制見直し      
環境保全と 気候変動対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全活動 ○ 環境に配慮した投融資 ○ TCFD 提言にもとづく情報開示 ○ 事業活動から生じるネガティブ・インパクトの軽減 ○ クリーンエネルギーへの積極的な取り組み    
豊かな 地域社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の価値向上に貢献できる人材の育成 ○ 文化振興、スポーツ振興 ○ こどもたちへの金融経済教育と学事振興基金    
従業員エンゲージメント向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働きがい改革の実現 ○ 女性活躍推進、多様な人材の活用 ○ 健康経営の推進    
コーポレートガバナンス強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ コーポレートガバナンス体制の強化 ○ マネーロンダリング・テロ資金供与対策の強化 ◎ リスク管理・コンプライアンスの取り組み強化 ◎ リスクアベタイトフレームワークの活用  

※ 重点課題における取り組みは長期経営計画策定のタイミングなどで適宜見直します。

※ ◎は第 20 次長期経営計画「Transform」における重点戦略と関連する取り組みとなります。

環境・社会に配慮した投融資方針

1. 環境・社会・経済にポジティブな影響を与える事業に対する取組方針

以下に例示する事業等に対しては、積極的に支援してまいります。

- (1) 気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業
- (2) 企業の脱炭素化社会への移行対応
- (3) 持続可能な地域社会の実現に向けてポジティブな影響を与える事業

2. 環境・社会にネガティブな影響を与える可能性が高い特定セクターに対する取組方針

環境・社会にネガティブな影響をもたらす可能性の高い以下の特定セクターに対しては、適切に対応することで、その影響を低減・回避するよう努めます。

(1) 石炭火力発電

新設の石炭火力発電所向け投融資は原則として、取り組みません。

ただし、既存の投融資対応分や例外的な取り組みを検討する場合は、国のエネルギー政策や国際的なガイドライン、高効率な発電技術の採用状況、環境や地域社会への影響などを十分に考慮し、慎重に対応します。

(2) 森林伐採事業・パーム油農園開発事業

違法な森林伐採や人権侵害などが疑われる事業に対する投融資は取り組みません。

(3) 兵器の製造関連事業

クラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造に関与する企業に対する投融資は、資金使途に関わらず取り組みません。

(4) 人権侵害・強制労働等に関与する事業

国際的な人権基準（世界人権宣言、ビジネスと人権に関する指導原則等）の主旨に反する児童労働や強制労働など、人権侵害が行われている事業への投融資は取り組みません。